

食安輸発第0219004号  
平成21年 2月19日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公 印 省 略)

#### 先行サンプルの取扱いについて

標記については、平成3年6月28日付け厚生省生活衛生局食品保健課事務連絡の記の2.により運用されてきたところです。

しかしながら、先行サンプルは食品衛生法第27条に基づく検疫所への輸入届出がなく、実際に販売・営業目的で輸入される食品等との同一性の確認が困難であること、検査受託機関において先行サンプルの試験成績書を試験を実施せずに発行した事案が発生したこと等から、当該事務連絡を廃止することとします。

なお、本取扱いの廃止に伴う混乱を避けるため、本年12月31日までの間は従前の取扱いとすることを申し添えます。

つきましては、輸入等関係者に周知するとともに、先行サンプルの試験成績書を添付して輸入届出がなされた輸入者に対し、本年12月31日までに検疫所に食品等輸入届出書を提出した食品等について、自主検査を行うよう指導方よろしく願います。